

—制度改革がスタートします！—

29-3

<まだまだ、現場では不備が多すぎます！ 今のうちにチェックしましょう！>



- ① 親族（理事に2人は〇、理事1人・評議員1人は×、評議員2人も×）
- ② 租税特別措置法適用定款（本来必要な定款です）の場合は、4人評議員は×、定時以外にも評議員会必要
- ③ 理事から評議員になる場合は、年度内辞任と後任者（6月定時評議員会までが任
- ④ 任期満了と辞任の違い（辞任には辞任届けが必要）
- ⑤ 評議員選任・解任委員会の任期がずれていませんか、運営規則で定めておきましょう
- ⑥ なぜ新制度では、理事・評議員に、委嘱状がいらぬか（就任承諾書は必要）
- ⑦ 就任承諾書、履歴書には、社会福祉法第40条該当無し、反社会的勢力に属さないの表記が必要
- ⑧ 5月～6月迄のタイムスケジュールと、忘れてはいけない重要事項、簡潔な議事録の書き方
- ⑨ 新制度移行10ヶ条、しっかりと叩き込みましょう！

<充実残額計算、充実計画は失敗したら、理事長失格ですよ！ 法人の信頼がかかっています>

- ① スタダード計算の復習と、特例適用・・・施設所有法人も適用で「特例」でなくなった！？
- ② 3号基本金、賞与引当金、未収補助金など、控除お助けマンのフル活用を！
- ③ 充実計画の福祉事業への予算化と、弾力運用拡大のためには今年の決算の当期末繰越がカギ

<今年の決算は大事です>

- ① 今年は積み立てない方がいい、なぜか
- ② 流動資産、流動負債の使い方で、決算がこんなにも変わる、「魔法」の流動と固定の使い分け
- ③ 昨年度の決算ミスの直し方
- ④ 決算が間違っていないか、チェックのポイント20ヶ条

—東社労士の社労講習—

<今年度は改正ポイントが山盛り！>

- ① 雇用保険の適用拡大等
- ② 労働時間に関する規制
- ③ 改正育児介護休業法
- ④ 改正個人情報保護法

日 程：4月19日（水） 午後1：30～5：00（受付1：00～）

会 場：大阪駅前第3ビル17階ティーオージー会議室 大阪市北区梅田1-1-3

参加費： 8000円 ※同一法人から複数ご参加の場合は、お二人目から半額となります

※お申込み、お問合わせは下記まで、FAXをお送り下さい

|   |   |       |  |
|---|---|-------|--|
| 貴園名   |   | ご参加者名 |  |
| ご住所   | 〒 | ( ) 名 |  |
| お電話   |   | FAX   |  |
| 送信先 FAX 06-6314-6861 (株) MAN90<br>お問い合わせ TEL 06-6314-6682 |   |       |  |